

板野町わくわく移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島新未来創生総合計画（「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に規定する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づける計画）及び板野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、板野町（以下「町」という。）が徳島県と共同して行う徳島わくわく移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金として交付する補助金については、徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者（申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満であつて、配偶者を除く。）一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の

支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村（国勢調査）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

（イ） 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月26日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 移住支援金の申請日から5年以上、町内に継続して居住する意思を有していること。

（ウ） その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 県が実施する「徳島県医師・看護職員移住支援金」の支給を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
- ④ 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、徳島県及び町が認める場合を除く。

⑤その他徳島県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、移住支援事業を実施する徳島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しな

い) こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

町内の地域や人々の関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入前に、町が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録があること。

(イ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ウ) 農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等へ就業していること。

(エ) 町へのふるさと納税（年間10,000円以上）を2年以上行っていること。

(5) 創業に関する要件

1年以内に徳島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(オ) 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、支給を受けようとする年度の2月末日までに「補助金交付申請書(様式第1号)」に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書又はその写し（提示により本人確認できる書類）

(2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認で

きる書類。なお、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込が可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る)

(4) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 前項に加え、申請者が日本国籍を有しない者である場合は、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものを提出しなければならない。

3 第一項に加え、申請者が第3条(2)及び同条(3)の要件に基づき申請する場合は、「就業証明書(様式第2号)」を提出しなければならない。

4 第一項に加え、申請者が第3条(5)の要件に基づき申請する場合は起業支援金の交付決定通知書の写しを提出しなければならない。

5 第一項に加え、申請者が第3条に定める対象者要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者である場合は、「東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)」を提出しなければならない。

6 第一項に加え、申請者が第3条に定める対象者要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、「開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)」又は「個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)」を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「交付決定通知書(様式第3号)」により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 移住支援金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に「現況届(様式第6号)」に住民票の写を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 前項に加え、第3条(2)及び同条(3)の要件に基づき移住支援金を申請した者は、申請してから1年を経過した後に、「就業証明書(様式第2号)」を町長に提出しなければならない。
- 3 移住支援金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に町を1ヶ月以上の長期にわたって転出する場合には、「一時的転出報告書(様式第4号)」を町長に提出し、長期転出について町長の了解を得なければならない。
- 4 徳島県及び町は、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び町が認めた場合はこの限りではない。

- (ア) 虚偽の申請が明らかになった場合
 - (イ) 町から転出した場合
 - (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 第3条(5)の交付決定を取り消された場合
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、「補助金交付決定取消通知書(様式第7号)」により通知するものとする。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳

島県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(3) 債権の管理

移住支援金の受給者の債権管理は、町が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、徳島県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。